

(平成22年6月2日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認島根地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

島根国民年金 事案 344

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年12月から42年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年12月から42年12月まで

私は20歳に到達してもしばらくは国民年金に加入していなかったが、当時勤務していたA事業所で冬の賞与を受け取った昭和39年12月ごろ、友人から国民年金への加入を勧められたので、B市区町村で加入手続きをした。

加入後、保険料をB市区町村で納付する都度、国民年金手帳に検認印を押してもらっていたことを記憶している。

申立期間における国民年金保険料の納付の事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以降の国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の納付意識が高かったことがうかがえる。

また、申立人は、「保険料納付の都度、国民年金手帳に検認印を押してもらっていた。」と供述しているところ、当時、国民年金保険料の納付方法は印紙検認方式であり、申立内容と一致しているほか、申立人が供述している当時の国民年金保険料額は、実際の金額と一致している。

さらに、申立人は、「A事業所はB市区町村の近くにあり、職場から納付に向かっていた。B市区町村の入口の右側に出納室があった。」と供述しているところ、当時、申立てのとおりであったことが確認でき、申立人の申立内容に不合理な点はうかがえない。

加えて、申立人は、「当時、A事業所の事業主の国民年金保険料も併せて納付していた。」と供述しているところ、同氏も、「当時、申立人には、私の国民年金保険料を納めに行ってもらっていた。」と供述している上、特殊台帳によると、同氏は申立期間の大半は現年度納付をしていたことが確認でき、印紙検認方式で事業主の保険料と一緒に納付していたという申立人の供述に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支社における資格取得日に係る記録を昭和45年4月1日に、資格喪失日に係る記録を46年5月1日とし、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月1日から46年5月1日まで
昭和45年4月1日付けで、A社C支社にD職種職員として採用され、同年4月16日までの期間はA社C支社E出張所に、同年4月17日から46年4月30日までの期間はA社C支社F出張所に勤務した。

私と同じ条件で同日に採用された同僚は、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できるが、私の厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことに納得できないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

G社が提出した申立人の履歴書から、申立人は、A社C支社のD職種職員として、昭和45年4月1日から同年4月16日までの期間はA社C支社E出張所に、同年4月17日から46年4月30日までの期間はA社C支社F出張所に勤務していることが確認できる。

また、G社は、「A社は、D職種職員等の厚生年金保険の加入を昭和38年10月1日から制度化しており、申立期間当時、申立人の同僚が厚生年金保険に加入していたことを示す厚生年金保険被保険者証を所持していたことから、申立人も同様に、申立期間において厚生年金保険に加入し、給与から厚生年金保険料を控除されていたものと思われる。」と供述しており、G社が提出した「D職種職員等社会保険事務処理規程（昭和38年9月7日付け）」に基づき、申立期間当時、申立人が厚生年金保険に加入していたことを認めている。

さらに、A社C支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、採用年月日（昭和45年4月1日）及び採用条件（D職種職員）が同じであったとして申立人が名前を挙げた二人の同僚は、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる上、昭和45年4月1日にA社C支社のD職種職員として採用され、申立人とは異なる出張所等で勤務したと供述している別の二人の同僚も、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社C支社における申立人と同質性が高い同僚の健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和45年4月の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したと主張しているが、これを確認できる関連資料、周辺事情は無く、申立期間のA社C支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えにくい上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和45年4月から46年4月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。